

「収入保険」は、 様々なリスクから農業経営を守ります！

加入者の声をご紹介します！

多品目栽培でも大打撃！ つなぎ融資で計画通りの作付けが可能に！

香川県丸亀市 (株) 横田農園 代表取締役 横田 幸司さん
水稻2ヘクタール、麦16ヘクタール、ブロッコリー・ネギなど野菜20ヘクタール

多品目栽培や販路拡大などでリスク分散をしています。しかし、令和3年は気象災害や価格低下で、廃業を考えるほどの大打撃を受け、すぐに事故発生の通知をしました。申請して1カ月半程度でつなぎ融資が支払われ、見込んでいた農業収入の8割近くまで回復。おかげで、計画通りの作付けが続けられました。



青色申告に切り替えて加入！ つなぎ融資で助かりました！

山口県山口市 岡本 佳之さん
ピーマンハウス6棟19アール

収入保険の加入のために青色申告に切り替えました。青色申告は、日々の入力さえしておけば簡単に取り組むことができました。経営はこれまで順調でしたが、令和3年に市場価格の低下で大きな減収となり、経験したことのない事態に廃業を覚悟しましたが、つなぎ融資のおかげで乗り切れました。本当にありがたかったです。



保険料は経費計上できる点が魅力！！

京都府京田辺市 (有) スマイルオーキッド 取締役 小西 浩年さん
胡蝶蘭約20アール (連棟ハウス)

これまで花に対する保険がなく、収入がなくなると経営の立て直しができなくなるという不安がありました。過去に自然災害による大きな被害を受けたことはありませんが、大きな災害に備えて、加入を決意しました。また、保険料は経費計上できるので経営上のメリットにもなります。



全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ◎ 現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用できます。（令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能）
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

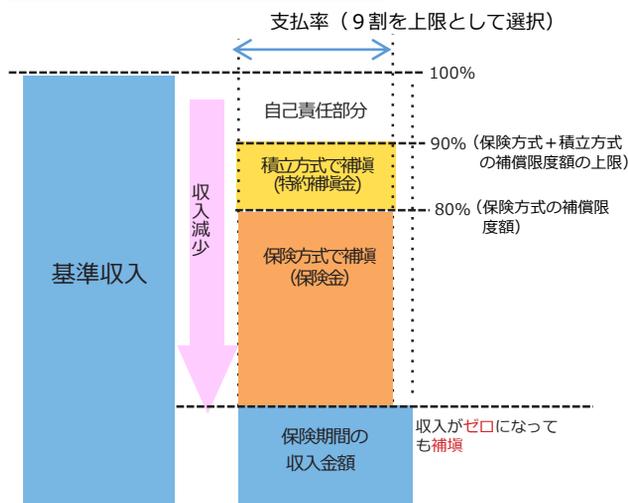
保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

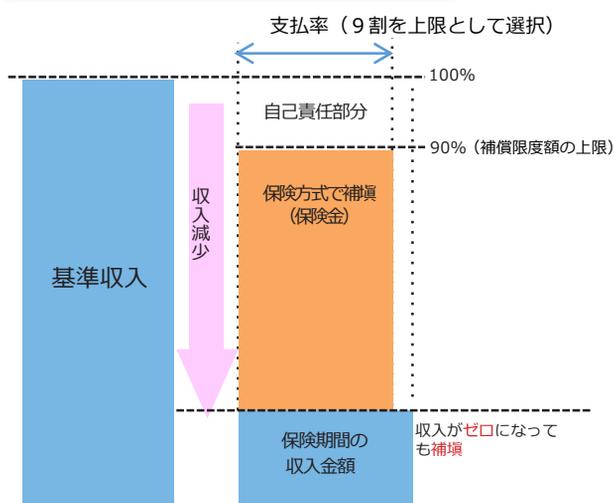
収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	8.5万円	保険料	17.7万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
合計	33.2万円	合計	19.9万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合

新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

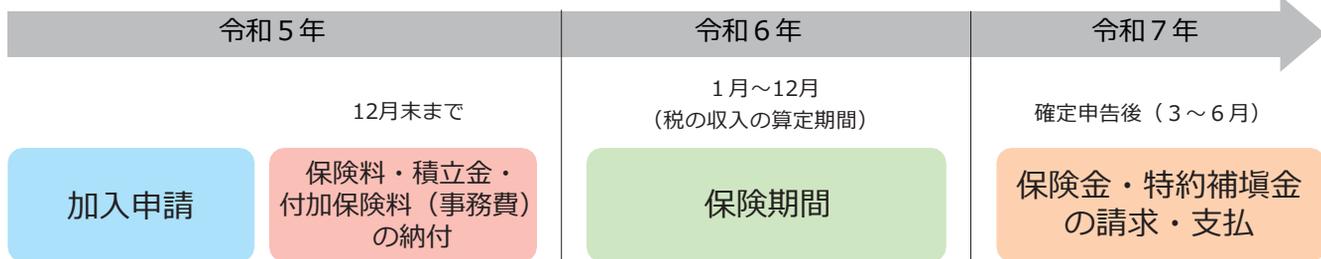
無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

お問い合わせ先一覧

